

第213回 岩手県開発審査会議事録

日時 令和3年6月16日（水）10時30分から

場所 岩手県民会館 4階 第1会議室

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは所定の時間になりました。委員の皆様におかれましては、お忙しいところ、御出席を賜りましてありがとうございます。

ただ今から、第213回岩手県開発審査会を開催いたします。

本日は、審査会委員7名全員の御出席をいただいております。

岩手県開発審査会条例第4条第2項の規定による所定の定足数に達し、当審査会が成立したことを確認いたしましたので、御報告いたします。

それでは、開催に当たりまして、岩手県県土整備部都市計画課嵯峨総括課長より御挨拶申し上げます。

○事務局（都市計画課総括課長）

（挨拶）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

今回は、当審査会委員の任期満了に伴う改選後における最初の会議でございますので、委員の皆様を御紹介申し上げます。

僭越ではございますが、お手元に配付しております名簿順に事務局の方から御紹介申し上げます。

初めに、前任期から引き続いて委員をお願いしている方々を御紹介申し上げます。

長谷川菜園弁護士事務所弁護士 長谷川頌委員です。

一般財団法人岩手経済研究所副主任研究員 阿部瑛子委員です。

岩手大学農学部准教授 三宅論委員です。

岩手医科大学医学部教授 坂田清美委員です。

岩手県立大学研究・地域連携本部副本部長、総合政策学部准教授 新田義修委員です。

次に、今回新たに委員に就任いただきました方を御紹介申し上げます。

J A岩手県女性組織協議会役員 阿部江利子委員です。

一般社団法人建築士会女性委員会委員、株式会社中居都市建築設計一級建築士 蕪澤麻子委員
です。

続きまして、今年度最初の審査会となりますので、事務局の職員についても紹介いたします。

都市計画課の嵯峨総括課長でございます。

建築住宅課の刈谷建築指導課長でございます。

都市計画課の菊池主任主査でございます。

昆野技師でございます。

高橋主事でございます。

最後に私、管理開発担当課長の立花でございます。

なお、審査事務の一部を担当していることから、滝沢市都市整備部都市政策課、矢巾町道路住宅課の職員の方にも出席をいただいております。

以上で事務局職員の紹介を終わります。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

引き続きまして、改選後の最初の会議でございますので、審査会の概要について簡単に御説明したいと思います。

当開発審査会は、都市計画法に基づいて設置されている県の附属機関でございます。都市計画法の規定による知事等の処分に対する審査請求の裁決を行うほか、市街化調整区域における開発許可等の申請について、知事が許可を行うに際し、一定の案件については前もって審査会で御

審議いただくこととされております。

許可を行うに際して行う審査会での審議について具体的に申し上げますと、盛岡市、滝沢市、矢巾町の3市町にまたがる盛岡広域都市計画区域においては、市街化調整区域を定めており、市街化調整区域では、原則として開発行為、建築行為が制限されていますが、法律で定めるところの一定の要件に該当する場合に限りまして例外的に許可される仕組みになっております。

類型化された基準に従い、知事の判断のみで許可が可能な行為もございますが、個別に、その目的、規模、位置等を検討し、周辺の市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域内で行うことが困難又は著しく不相当と認められる案件につきましては、当審査会におきまして御審議いただくこととされているものでございます。

なお、盛岡市については地方自治法上の「中核市」であり、独自に許可権限を有しておりますので、当審査会では盛岡市以外の滝沢市、矢巾町の市街化調整区域が対象になります。

以上、簡単ではございますが、開発審査会の概要についての説明とさせていただきます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

それでは、ただ今より議事に入らせていただきます。

なお、本日の皆様の発言内容につきましては、非公開とされる案件に係るものを除き、後日、議事録を県のホームページ上で公開する予定としておりますので、あらかじめ御了承願います。

当審査会は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が議事の進行を行うこととされておりますが、本日は委員改選後の最初の審査会でございますので、会長が選任されておられません。

したがいまして、新会長が選任されるまでの間、事務局において進行を務めさせていただきます。

それでは、議事（1）「会長の選任及び会長職務代理者の指名について」を上程いたします。

最初に会長の選任を議題といたします。岩手県開発審査会条例第3条第1項の規定によりますと、会長は互選によるとされております。互選の方法について、委員の皆様から御提案はございますでしょうか。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

御推薦等がないようですので、事務局から提案をさせていただいてもよろしいでしょうか。委

員の皆様の御了承を得られるならば、事務局としましては、これまでの御経歴、実績から前期に引き続き坂田委員に会長に就任していただければいかかと考えますが、いかがでございましょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

どうもありがとうございました。御異議がないようですので、会長は坂田委員にお願いすることに決定いたしました。

それでは、審議会の議事は、岩手県開発審査会条例第3条第2項の規定により会長が進行を行うこととされておりますので、坂田会長には恐れ入りますが、会長席へ御移動いただき、議事の進行をお願いします。

○会長

それでは、前任期に引き続き、会長を引き受けさせていただきます、岩手医科大学公衆衛生学講座の坂田でございます。今期も円滑に議事を進行してまいりたいと思いますので、皆様の御協力をよろしくをお願いします。

それでは、初めに「会長職務代理者の指名」でございますが、岩手県開発審査会条例第3条第3項の規定により、会長が指名することとされておりますので、当審査会委員としての経験年数等を踏まえて、当職から三宅委員を指名させていただきたいと存じます。

三宅委員、どうぞよろしく願いいたします。

次に、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

本日は、長谷川委員と阿部瑛子委員にお願いしたいと思います。よろしくをお願いします。

○会長

それでは、議案第1号の審議に入ります前に、本日の議案の中で、非公開とすべき案件はありますか、事務局に説明を求めます。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

付議議案のうち、議案第1号の整理番号7番につきましては、法人に係る案件であり、かつ、情報公開条例第7条第1項に該当する情報が含まれないものと考えられることから、公開対象となるものと考えております。

議案第1号のうち、整理番号7番以外の付議案件につきましては、全て個人に係る案件であり、

情報公開条例第7条第1項第2号に該当する個人情報が含まれることから、非公開とすることが相当であると考えております。

○会長

ただ今の事務局の説明のとおり、議案第1号の整理番号7番については公開とし、議案第1号のうち整理番号7番以外の議案については全て非公開としたいと思いますがよろしいでしょうか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

それでは、審議に入りたいと思いますが、初めに、本日の進め方について事務局に説明を求めます。

○事務局

本日は、3回に分けて御審議いただきたいと考えております。

具体的には、初めに公開対象となる議案第1号の整理番号7番を御審議いただきます。

次に、非公開対象のうち、議案第1号の整理番号1番から6番までの6件を、そして、最後に整理番号8番から17番までの10件を御審議いただきたいと考えております。

○会長

事務局の説明のとおりでよろしいですか。

○各委員（「異議なし。」の声）

○会長

ありがとうございます。

○会長

それでは、議案審議を行います。

議案第1号「都市計画法第43条第1項の規定による建築許可について」の整理番号7番を上程いたします。

事務局に説明を求めます。

○事務局

(説明省略)

○会長

それでは質疑に入ります。本議案について、質問等はございませんか。

○会長

特にないようでございます。

それでは、採決します。

議案第1号の整理番号7番を原案どおり認めることとしてよろしいでしょうか。

○各委員 (「異議なし。」の声)

○会長

御異議なしと認め、原案どおり可決します。

○会長

それでは、次に非公開となる議案の審議に入りたいと思いますが、本日、傍聴されている方はいらっしゃいますでしょうか。事務局確認をお願いいたします。

○事務局

本日、傍聴されている方はいらっしゃいません。

○会長

それでは、議案第1号の整理番号1番から6番までを上程いたします。

事務局に説明を求めます。

(非公開案件議事)

○会長

本日、当審査会に付議された議案は以上となりますので、以上で議案の審議は終了します。

御協力ありがとうございました。

○事務局（都市計画課管理開発担当課長）

坂田会長、議事の進行ありがとうございました。

それでは、以上をもちまして、第213回岩手県開発審査会を閉会いたします。

本日はありがとうございました。

以上